

## 照会書による印鑑登録の申請から交付について

- 1 市民課から住所地（住民登録地）へ照会書を郵送します。
- ※ 郵便物の転送処理をされている場合、照会書は市民課へ返戻されますのでご注意ください。
- なお、**照会書は、登録申請日の翌日から 20 日以内に持参いただくこととなります。**
- (20 日を超えますと申請そのものが失効となり、改めて申請し直していただきます。)



- 2 照会書が届きましたら、交付場所等を確認していただき、回答書欄に直筆による記入及び登録する印鑑の押印をお願いします。
- ※ 代理人へ依頼する場合は、登録者本人が直筆で、代理人の住所、氏名、生年月日も記入してください。**(代理人が代筆してしまった場合、印鑑登録証を交付できませんので、ご注意ください。)**



- 3 <交付の手続き>
- 下記について、申請した窓口へお持ちください。
- ① 印鑑（代理人を受取る場合には、代理人の印鑑）
  - ② 照会書
  - ③ 保険証などの身分証明書（代理人を受取る場合には代理人の身分証明書）
- ※ 交付手数料は下記のとおりです。
- |               |     |         |
|---------------|-----|---------|
| 印鑑登録証の交付手数料   | 1 件 | 2 5 0 円 |
| 印鑑登録証明書の交付手数料 | 1 枚 | 2 5 0 円 |

<<問い合わせ先>> 市民課窓口係 024-924-2131

郵便番号( ) 郡山市	年 月 日	
様	郡山市長	印
照 会 書		
年 月 日にあなたの印鑑の登録申請がありました。相違ありませんか。相違なければ、次の回答書と印鑑のほか、運転免許証や健康保険証などの身分を証明できるものを持参の上、年 月 日までに、申請した本庁、行政センター、行政センター連絡所又は市民サービスセンターにお越しください。		
申請に来た人	住 所 _____ 氏 名 _____	
注意事項		
1 回答書は、あなた自身で提出してください。		
2 やむを得ず代理人に委任するときは、次の代理人選任届が必要です。この場合、あなたの印鑑登録証は、代理人に渡すこととなりますので、受領印として代理人の印鑑を持参するようお伝えください。		
また、代理人の本人確認もさせていただきますので、運転免許証や健康保険証などの身分を証明できるものも持参するよう併せてお伝えください。		
なお、お渡しする場合は、代理人が受領後すぐに、あなたの委任の旨を証する書面がなくても印鑑登録証明書の交付申請ができますので、御承知ください。		
3 期日までに回答書の持参がないときは、印鑑登録の申請はなかったものとして取り扱うことになります。		
4 回答書は、郵便で送られたときは受理できません。		
回 答 書		
登録申請印鑑	照会のあった印鑑の登録申請は、私の意思に基づくものに相違ありません。	
	年 月 日	
郡山市長		
※照会した日		
年 月 日	住 所 _____ 氏 名 _____	
以下の欄には、回答書の持参に代理人に依頼するときに記載してください。		
代 理 人 選 任 届		
上記回答書の提出及び印鑑登録証の受領につき、下記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したので届けます。		
記		
代理人	住 所	番地 番 号 (アパート名等)
	氏 名	
	生年月日	明治 ・ 大正 昭和 ・ 平成 西暦
		年 月 日
注1 回答書及び代理人選任届は、切り離さないで持参してください。		
注2 代理人は、印鑑と運転免許証や健康保険証などの身分を証明できるものを持参してください。		